

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地活性化の目標」 (P. 75~95) に記載。
	認定の手続	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置 の総合的かつ一体的推進に関する事項」 (P. 135~144) に記載。
	中心市街地の位置及び区域 に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」 (P.70~74) に記載
	4 から 8 までの事業及び措 置の総合的かつ一体的推進 に関する基本的な事項	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置 の総合的かつ一体的推進に関する事項」 (P.135~144) に記載。
	中心市街地における都市機 能の集積の促進を図るため の措置に関する基本的な事 項	「10. 中心市街地における都市機能の集 積の促進を図るための措置に関する事項」 (P.145~152) に記載。
	その他中心市街地の活性化 に関する重要な事項	「11. その他の中心市街地の活性化に関 する重要な事項」 (P.153~158) に記載。
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要 な 4 から 8 までの事業等が 記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事 業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改善 のための事業に関する事項」から「8. 4 か ら 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に 推進する事業に関する事項」 (P.96~134) に記載。
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	事業ごとに掲載した「目標達成のための位 置付け及び必要性」 (P.96~134) に記載。 *4.~8.を参照
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	事業ごとに掲載した「実施主体」 (P.96~134) に記載。 *4.~8.を参照
	事業の実施スケジュールが 明確であること	事業ごとに掲載した「実施時期」 (P.96~134) に記載。 *4.~8.を参照